

受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）

基本的な方向性

- 健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。
- イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも受動喫煙防止対策の歴史的第一歩を踏み出し、日本の「スモークフリー元年」を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。

新たに導入する制度の考え方

※詳細は次頁

- (1) 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、建物内禁煙とする。（官公庁、社会福祉施設等）
- (2) (1)の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。（学校、医療機関等）
- (3) 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とする。（飲食店等のサービス業等）

その他

- (1) 施設の管理者に対し、「建物内禁煙」「喫煙室を設置」等の掲示を義務付ける。
- (2) 実効性の担保措置として、施設の管理者や喫煙者本人に対し、罰則を適用する（詳細検討中）

1

受動喫煙防止対策の強化の内容（たたき台）

施設の類型	強化(案)	イギリス	韓国
官公庁	建物内禁煙	B	C
社会福祉施設	建物内禁煙	B	C
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙	B	C
医療機関	敷地内禁煙	B	B
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙	B	A
大学	建物内禁煙	B	C
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス業施設	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
事務所(職場)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
バス、タクシー	全面禁煙	B	B
鉄道、船舶	原則禁煙(喫煙室設置可)	B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可)

2

資料 8 . 厚生労働省、受動喫煙防止対策の強化について (基本的な考え方の案)

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html

受動喫煙防止対策の強化について (基本的な考え方の案)

未定稿

○ 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く(※)、「努力義務」としての取組みでは限界。

※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。

⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づける。

1. 喫煙禁止場所の範囲

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設 (医療施設、小中高校等) は敷地内禁煙
- (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
- (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室 (省令で定める技術的基準に適合したもの) を設置可
※ただし、飲食店のうち、小規模 (●㎡以下) のバー、スナック等 (主に酒類を提供するものに限る) は、喫煙禁止場所としない (管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け) 。

○ 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。

- ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
- ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所 (いわゆるシガーバー、たばこの販売店)
- ③たばこの研究開発の用に供する場所
- ④演劇等の用に供する舞台の場所

2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備 (灰皿等) の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務 等の責務を課す。

3. 施設等の利用者の責務

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則 (過料) を適用する。

5. 施行期日等

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日 (2019年9月の「ガビーンワールドカップ」に間に合うよう)
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

1

施設類型ごとの取扱い (各国比較)

未定稿

施設の類型	基本的な考え方の案 (東京) 2020年夏季	中国 (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (ソチ) 2014年冬季	ブラジル (リオデジャネイロ) 2016年夏季	韓国 (ソウル) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク)	フランス	ドイツ (ベルリン)
小中高	敷地内禁煙	敷地内禁煙			敷地内禁煙		敷地内禁煙		敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設										
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)									屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
官公庁										
劇場等のサービス業施設、事務所 (職場)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館 (客室を除く)										
飲食店	食堂、ラーメン店等									
	居酒屋等									
バー、スナック等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) ●㎡超						喫煙専用室が無くても喫煙可			喫煙専用室が無くても喫煙可 (75㎡未満) 【注2】
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)						車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)			車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)			原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】小規模 (●㎡以下) のバー、スナック等 (主に酒類を提供するものに限る) が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店 (食堂、ラーメン店等) は含まない。

また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

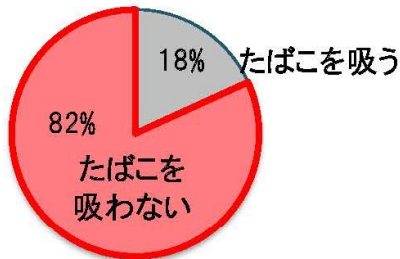
※ 国によって、施設区分における対象施設や例外を設けている。

【注2】喫煙可であることの表示義務、10歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

2

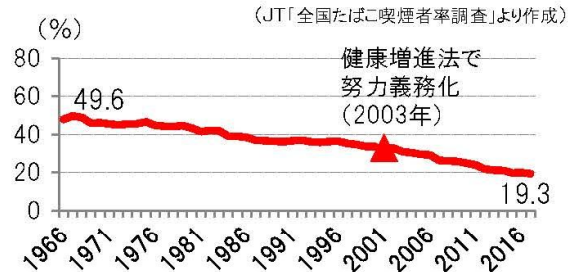
受動喫煙防止対策強化の必要性

○ 国民の **8割以上は非喫煙者**



(平成27年国民健康栄養調査)

○ 喫煙率は大幅に低下



○ **妊婦、子ども、がん患者**など全ての国民を**受動喫煙による健康被害から守る**

○ 受動喫煙を受けている者の**り患リスクは高い**

(平成28年国立がん研究センター発表)

- ・肺がん 1.3倍
- ・虚血性心疾患 1.2倍
- ・脳卒中 1.3倍
- ・乳幼児突然死症候群 (SIDS) 4.7倍 など

○ 少なくとも**年間1万5千人**(交通事故死者数の約4倍)が、受動喫煙を受けなければ、がん等*で死亡せずに済んだと推計

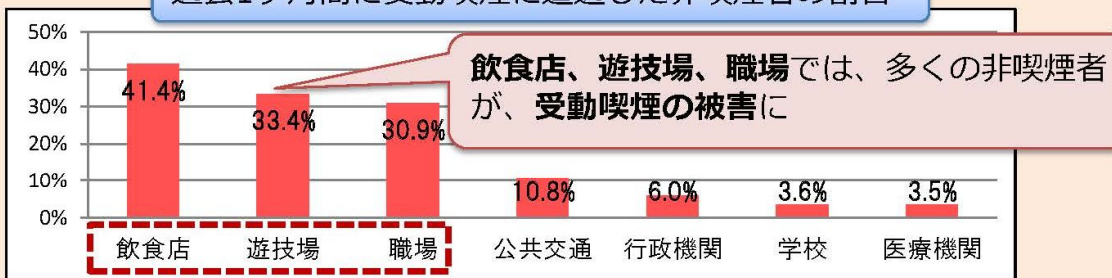
* 肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群 (SIDS)

[推計方法] 各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるかを計算し、その割合を年間死者数に乗じて算出

健康増進法に**努力義務**を設け、自主的取組を推進

健康増進法第25条「…多数の者が利用する施設を管理する者は、…**受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。**」(平成15年5月施行)

過去1ヶ月間に受動喫煙に遭遇した非喫煙者の割合



飲食店、遊技場、職場では、多くの非喫煙者が、**受動喫煙の被害**に

(平成27年国民健康栄養調査)

努力義務によるこれまでの対策では**不十分**

受動喫煙対策の**強化が必要**

◆ 安倍内閣総理大臣施政方針演説 (平成29年1月)

「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。…**受動喫煙対策の徹底**…など、この機を活かし、誰もが共生できる街づくりを進めます。」

1

受動喫煙防止に関する国際的状況

◆「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(FCTC)

- 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(FCTC)
 - ・締結国に、屋内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を実施することを要求
- 「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」
 - ・屋内の職場と屋内の公共の場所について**全面禁煙**とすることを要求

・平成17年2月発効(日本は当初より受諾)・世界180か国が締約(平成27年3月時点)

◆世界の規制状況(WHOの調査)

- 世界の188か国中、公共の場所すべて(8種類)に屋内全面禁煙義務の法律があるのは49か国
- 日本**は、屋内全面禁煙義務の法律がなく、**世界最低レベルの分類**
※「基本的な考え方の案」に基づき、規制を強化しても1ランク上がるのみ

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	49か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6～7種類	22か国	ノルウェー、ハンガリー等
3～5種類	47か国	ポーランド、ポルトガル等
0～2種類	70か国	日本 、マレーシア等

公共の場所とは、①医療施設 ②大学以外の学校 ③大学 ④行政機関
⑤事業所 ⑥飲食店 ⑦バー ⑧公共交通機関

出典：“WHO report on the global tobacco epidemic. 2015”

◆WHOとIOC(国際オリンピック委員会)の合意(2010年7月21日)

- ・身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、**たばこのないオリンピック**、子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意。
- ・**合意後、日本を除く全てのオリンピック開催国・開催予定国※は、罰則を伴う法規制を実施。**(【 】はオリンピック開催年)

※韓国、ブラジル、ロシア、英国、(カナダ(バンクーバー)、中国(北京))
【2018年】【2016年】【2014年】【2012年】【2010年】【2008年】

2

飲食店は非喫煙者、妊婦、子供、がん患者等も 利用する「公共の場」

- 非喫煙者や、妊婦、子供、がんの患者やぜん息の患者、インバウンドの外国人など多くの方は、飲食店を利用。



妊婦



がん患者や
ぜん息患者



子供



受動喫煙禁止国
からの観光客

- しかし、現状、飲食店等での受動喫煙対策が不十分。

- 非喫煙者や、妊婦、子供、がん患者やぜん息の患者、インバウンドの外国人が飲食店を選ぶ際、その選択肢が狭められている。

- たばこを吸わない方が、職場の歓送迎会や接待で、望まざる受動喫煙を強いられている。

- 「喫煙店」や「喫煙席」で配膳する従業員やアルバイトの高校生・大学生は、常に煙にさらされている。



これからは、喫煙も「専用室」の時代



「喫煙の権利」や「営業の自由」にも配慮

◆喫煙する権利への配慮

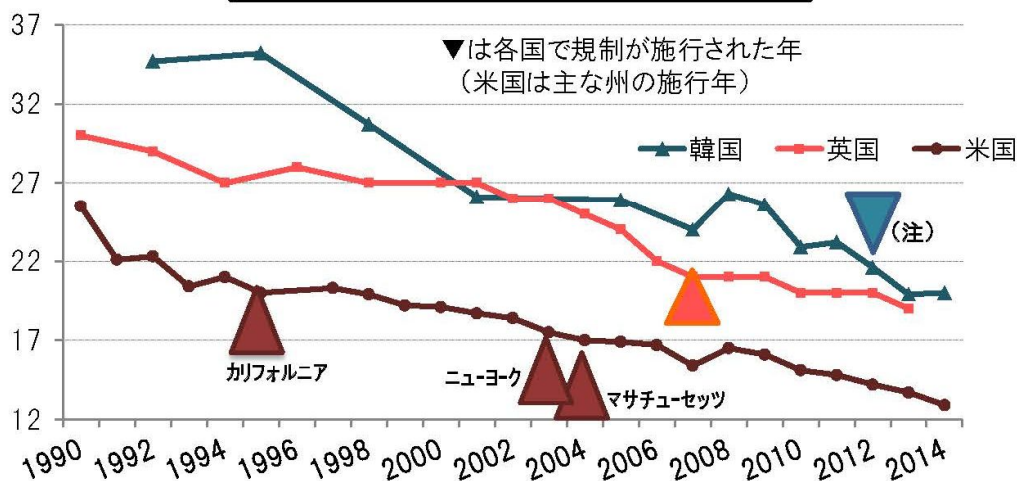
○喫煙は、公共の福祉に反しない限り、尊重されるべき権利。

- ・プライベート空間は今回の規制の対象外
- ・施設や場所の性質を十分に考慮した、限定した禁煙

「**日本型の分煙社会**」を目指す

○規制を導入した諸外国では、喫煙動向に大きな影響はない。

諸外国の規制導入前後の喫煙率の推移



備考: OECD Dataより作成

(注)韓国は飲食店(150㎡以上)の喫煙席を不可とした時点

◆飲食店の営業の自由への配慮

基本的な考え方の案では

- ・飲食店の選択により喫煙専用室の設置を認める
- ・シガーバー、小規模のバーやスナックは、喫煙専用室が無くても喫煙が可能。

飲食店への影響（その1）

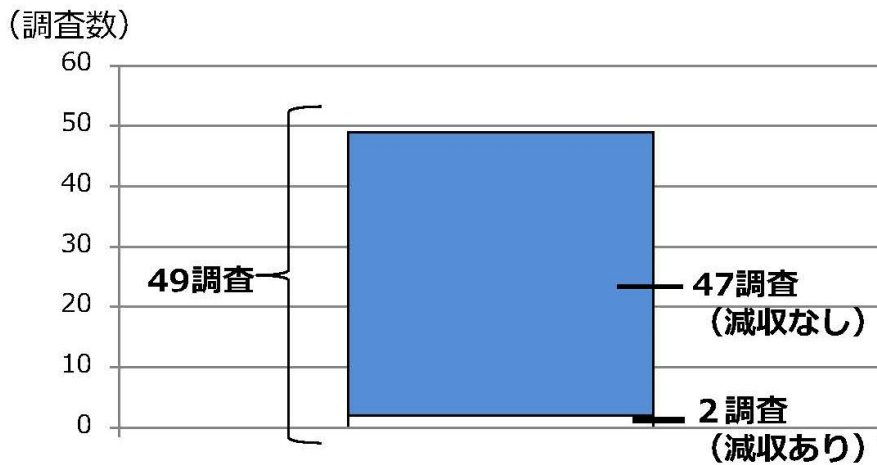
◆規制導入した諸外国の状況

【WHOの「国際がん研究機関」（IARC）】

○「レストラン、バーを法律で全面禁煙にしても減収なし」

出典：IARC「がん予防ハンドブック」（2009年）

飲食店への影響に関する165の調査のうち、信頼性の高い49の調査(*)では、ほとんどのものが「レストラン、バー等の経営に影響なし」という結論。



※「信頼性の高い49の調査」

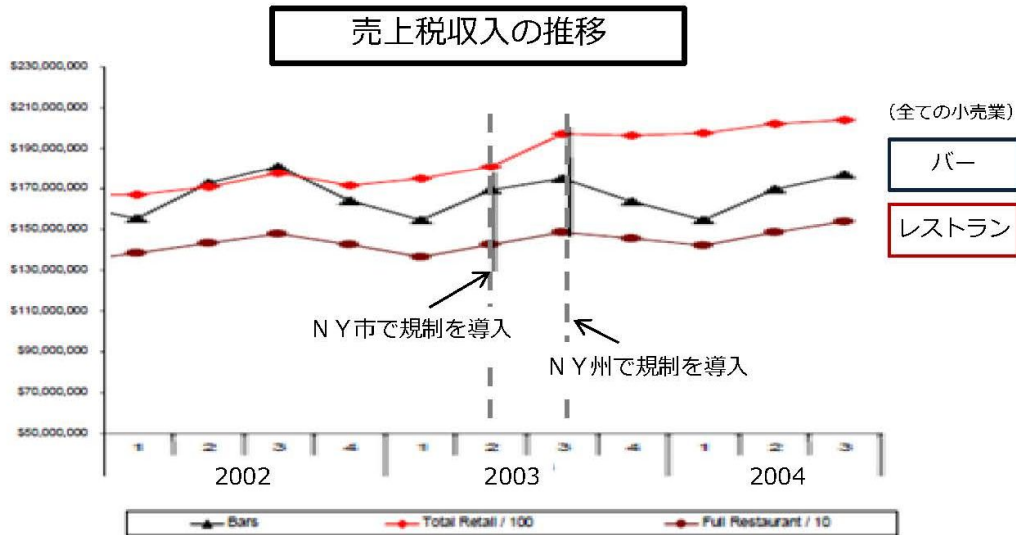
… IARCが、飲食店への影響に関する165の調査の中から、公的な報告に基づくものであって、かつ、適切な統計手法により分析しているもの、という観点で精査した49の調査。

【注】上記の49調査以外でも、第三者が査読した調査では、19調査中17調査が減収なしという結果であった。

飲食店への影響（その2）

【米国（ニューヨーク州）】

○ 規制導入後、バーやレストランの売上に影響なし



備考：“The Health and Economic Impact of New York’s Clean Indoor Air Act (July 2006)”より作成

【米国（ニューヨーク州）】

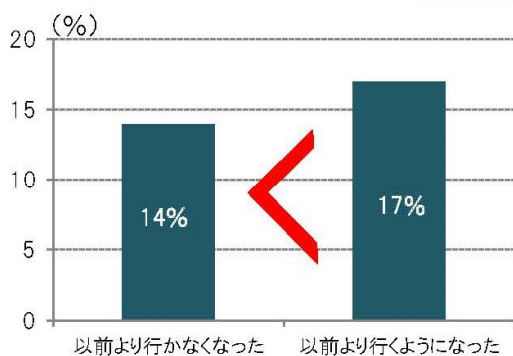
○ 規制導入後バーに行くようになった者の割合が増加



備考：“The Health and Economic Impact of New York’s Clean Indoor Air Act (July 2006)”より作成

【英国】

○ 規制後パブに行くことが増えた人の割合が減った人の割合を上回る

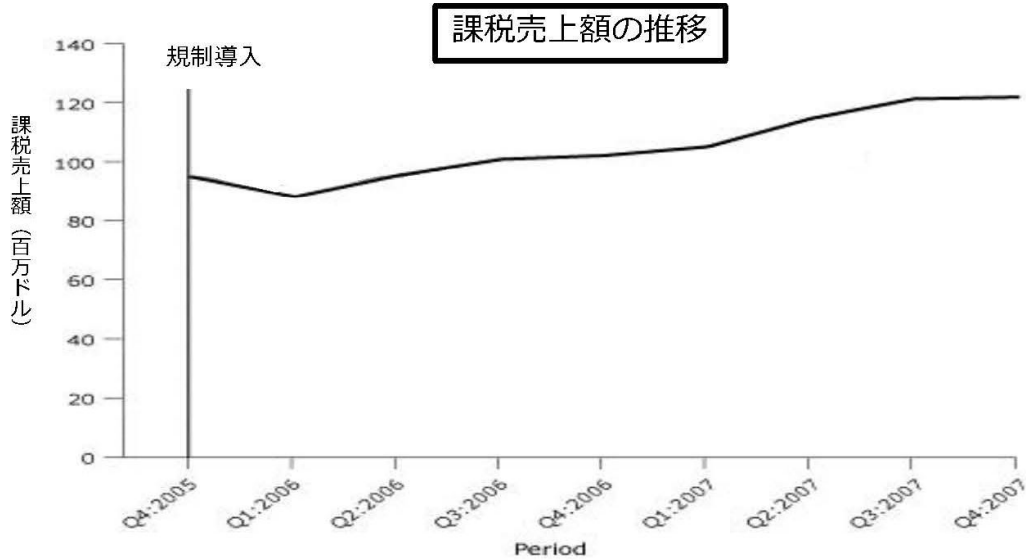


備考：“Smoking related behaviours and attitudes 2008/9, Department of Health”より作成

飲食店への影響（その3）

【米国（ワシントン州）】

○ 規制導入後、**バー、居酒屋の売上が増加**

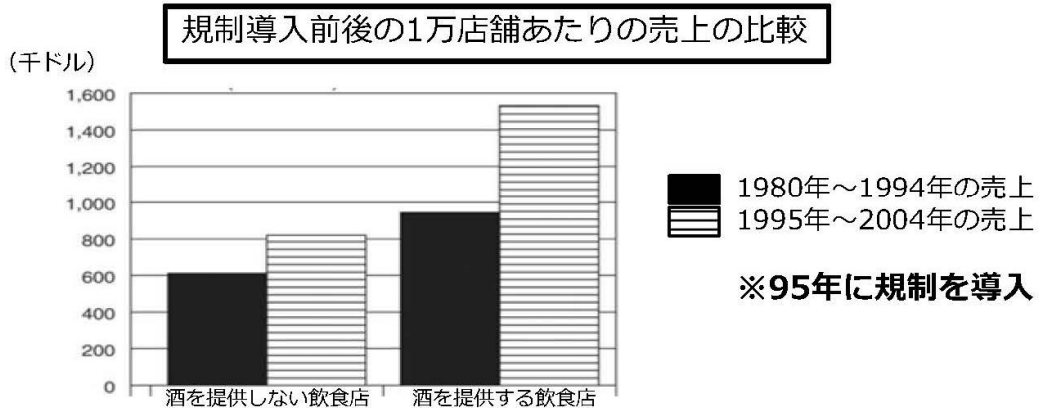


備考：“Smoke-free law associated with higher-than-expected taxable retail sales for bars and taverns in Washington State”より作成。

【米国（カリフォルニア州）】

○ 規制導入後、**飲食店の売上が増加**

（その他の増加要因を考慮すると規制は飲食店の売上げにほとんど影響なし）



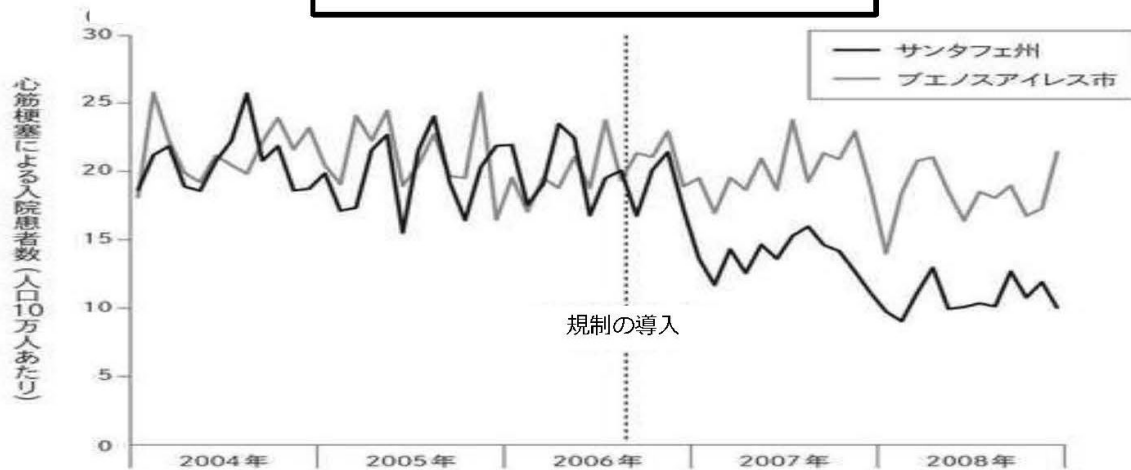
備考：“The Effect of California’s Indoor Smoking Ban on Restaurant Revenues 2007 Lisa Stolzenberg, Stewart J. D’Alessio”より作成

飲食店への影響（その4）

【アルゼンチン（サンタフェ州）】

- 規制を導入したサンタフェ州では、規制の緩いブエノスアイレス市と比べて、**心筋梗塞の患者が減少**

心筋梗塞による入院患者数の推移

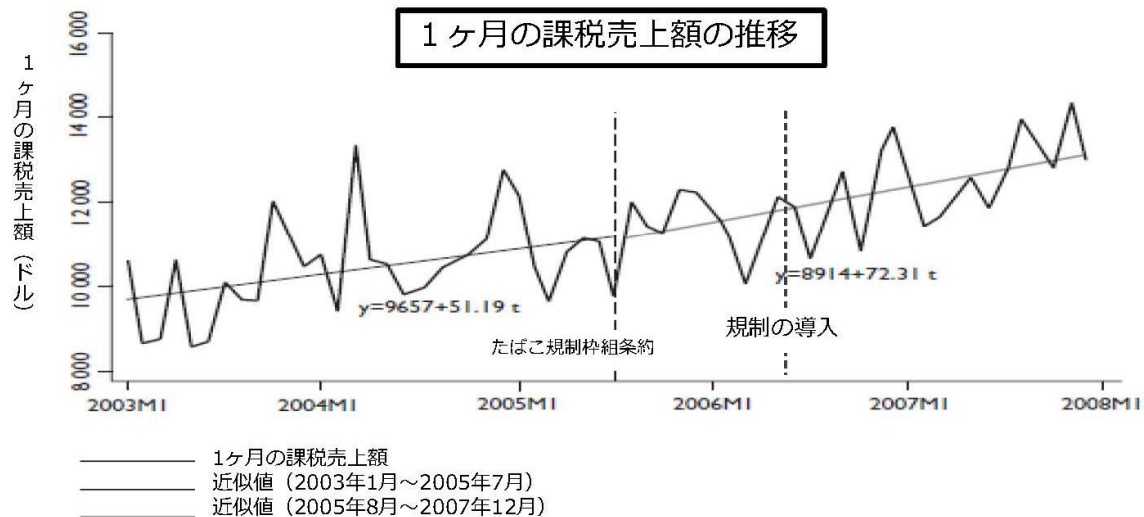


備考：“Reduction in Hospital Admissions for Acute Coronary Syndrome after the Successful Implementation of 100% Smoke-free Legislation in Argentina”より作成。

【アルゼンチン（サンタフェ州）】

- 規制導入後、**バー、レストランの売上の減少なし**

1ヶ月の課税売上額の推移

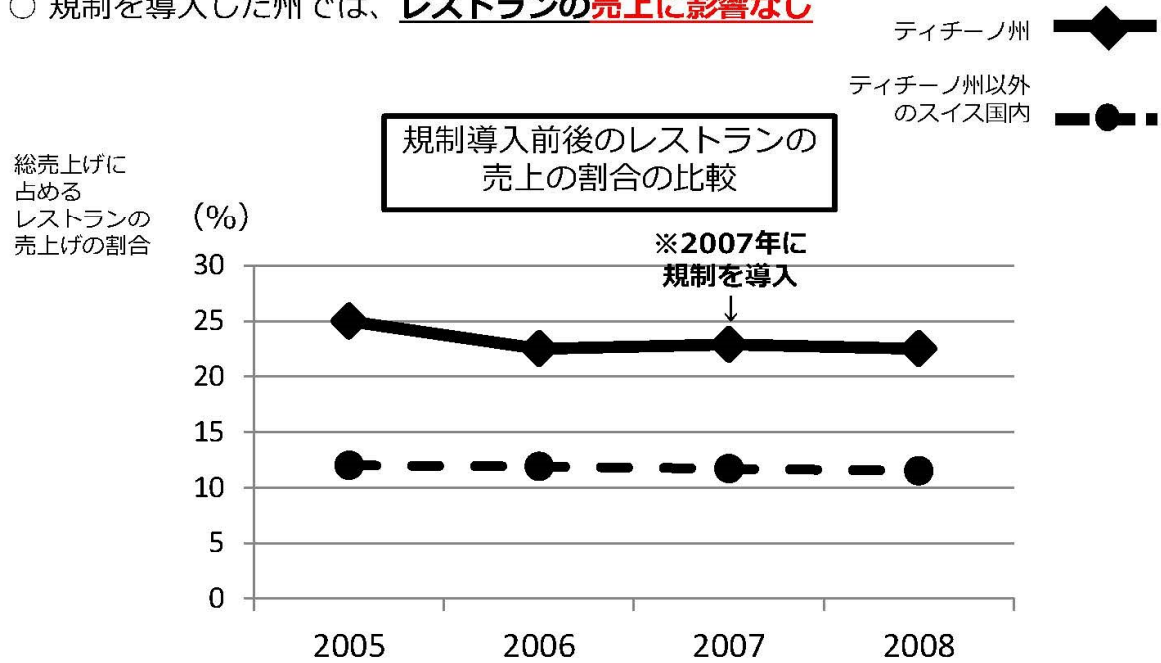


備考：“Economic evaluation of a 100% smoke-free law on the hospitality industry in an Argentinean province.”より作成

飲食店への影響（その5）

【スイス】

○ 規制を導入した州では、**レストランの売上に影響なし**

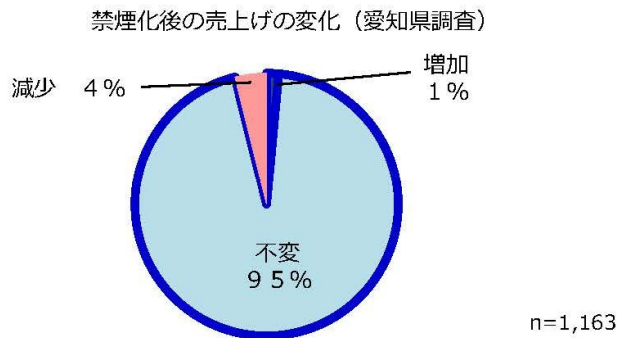


備考：“Effect of smoke-free legislation on Ticino gastronomy revenue. Peter J. Schulz, et al.”より作成

飲食店への影響（その6）

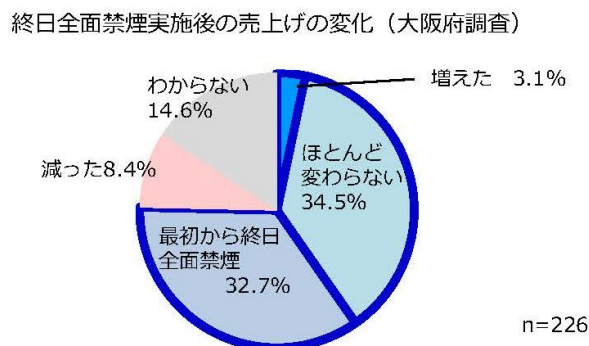
◆国内で自主的に取り組んだ飲食店の状況：殆どの飲食店の経営に影響なし

- 愛知県の調査（平成22年）では、自主的に**全面禁煙にした店（1,163店）の96%が、売上げが増加又は不変**と回答。



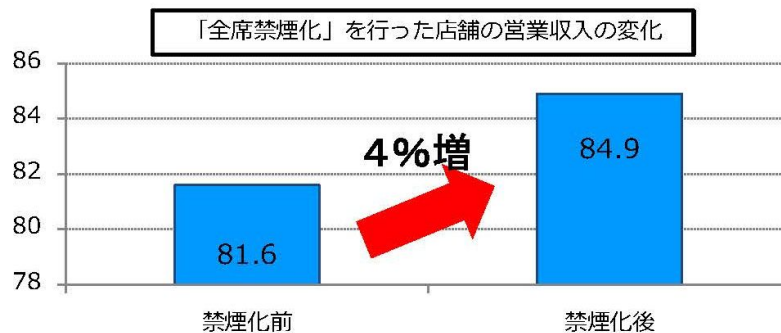
（愛知県「受動喫煙防止対策実施認定施設等状況確認調査」（平成22年2月））

- 大阪府の調査（平成22年）では、自主的に**終日全面禁煙にしている店（226店）のうち、売上げが減ったと回答したのは8%。**



（大阪府「飲食店における受動喫煙防止に関するアンケート」調査結果（平成22年11月））

- 産業医科大学の大和浩教授らによる某チェーンレストランを対象とした調査では、**「全席禁煙化」の店舗の営業収入は有意に増加**



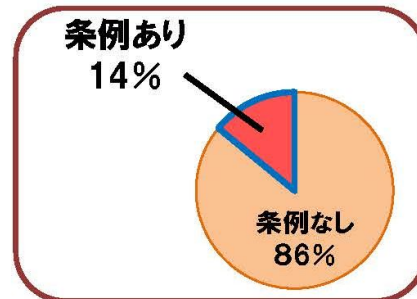
※グラフ中の数字は、各店舗の2007年1月の営業収入を100にした場合の割合 **10**

（大和浩ほか「某ファミリーレストラングループにおける客席禁煙化前後の営業収入の相対変化」（日本公衆衛生雑誌2014））

「路上喫煙」を規制する条例のある自治体への対応

◆条例による規制の状況

- 路上喫煙を何らかの形で規制する条例のある市町村は、1,741のうち243。
(全体の1割強)。
- 条例の内容は、歩きたばこのみを禁止するもの、携帯灰皿での喫煙を認めるもの、灰皿や私有地での喫煙を認めているものなど、様々である。



条例の内容	条例のある市町村の数 (平成28年5月時点)
(1) 歩きたばこを禁止	1 2 9
(2) 携帯灰皿があれば喫煙可	9 6
(3) 灰皿がある場所又は私有地での喫煙可 ※行政が「喫煙場所」を指定する自治体を含む	1 6 2

- ※ 複数区分で重複する条例があるため、合計は243とならない。
- ※ 「罰則付き義務」「罰則なし義務」「努力義務」いずれも含む。

(厚生労働省健康局健康課調べ)



市町村に対し、今回の法案の趣旨・内容を丁寧に説明し、法案と調和のとれた対応の検討を依頼

(参考) 喫煙室の設置に関する現行の支援策

◆助成金

○喫煙室設置費用の一部助成

※財源は労働保険特別会計労災勘定

対象：中小企業事業主

目的：労働者の受動喫煙防止のため

助成率：2分の1（上限200万円）

◆融資制度

○日本政策金融公庫による融資

対象：生活衛生関係業者

融資利率：0.81～1.40%

（生活衛生同業組合の組合員でない場合1.71～2.30%）

◆たばこ会社による支援制度

JT

(例) 上野駅前（東京都台東区）

■協働喫煙場所の設置

全国の自治体等と協働で駅頭などで喫煙所を設置

■分煙コンサルティング

分煙コンサルタント（JT社員）が、飲食店やオフィス等での分煙スペースづくりを無償でサポート



フィリップモリスジャパン

(例) 大阪国際空港（伊丹）

■公共の場所における喫煙所の設置

全国の商業施設、オフィスビル、公共交通機関等において、喫煙所を提供



ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン

■一般たばこ販売店が店舗の改装により喫煙場所とする際の費用を負担

■商業施設、オフィスビル、高速道路のパーキング、野球場等の施設における喫煙場所の設置、維持経費を負担

(備考) 財政審たばこ事業等分科会（平成27年6月22日各社提出資料）、JTウェブサイトより作成

厚生労働省案(たたき台) (平成28年10月公表) **からの変更点** ※下線部が変更点

1. 飲食店について

【たたき台】 屋内禁煙(喫煙専用室設置可)

⇒ 【基本的な考え方の案】 屋内禁煙(喫煙専用室設置可)。ただし、飲食店のうち、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)は、喫煙禁止場所としない(管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じる旨の掲示と換気等の措置を義務付け)

2. 体育館等の運動施設について

【たたき台】 運動施設(スタジアム等)は屋内禁煙(喫煙専用室設置も不可)

⇒ 【基本的な考え方の案】 体育館は屋内禁煙(喫煙専用室設置も不可)とするが、興行場法上の「興行場」に該当するものは、「屋内禁煙(喫煙専用室を設置可)」とする。(プロ野球のスタジアム等)

3. 「喫煙禁止場所」としない(喫煙可能とする)場所について

【たたき台】 個人の住宅、ホテルの客室等

⇒ 【基本的な考え方の案】 以下の場所を追加

- ・たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所(いわゆるシガーバー、たばこの販売店)
- ・たばこの研究開発の用に供する場所
- ・演劇等の用に供する舞台の場所

4. 施行時に既に設置されている喫煙専用室について

【たたき台】 (特になし)

⇒ 【基本的な考え方の案】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。

5. 検討規定について

【たたき台】 (特になし)

⇒ 【基本的な考え方の案】 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

未定稿

受動喫煙防止対策の強化について （基本的な考え方の案） 【参考資料】

規制対象となる施設、乗物の範囲及び規制内容

未定稿

○ 以下に定める施設や乗物(特定施設等)を規制強化の対象とする。

施設・乗物の種類	規制内容	具体的な範囲 ※ 多数の者が利用する施設のうち、以下に該当するもの
第一種施設	敷地内禁煙 【注2】	医療施設、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校、その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの
第二種施設	屋内禁煙 【注2】	① 大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの ② 体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの （※ただし、興行場法上の「興行場」にも該当するものは、第三種施設(屋内禁煙(喫煙専用室設置可))とする。(プロ野球のスタジアム等) ③ 官公庁施設その他の政令で定める公共的施設
第三種施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】) 【注2】	○ 劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店(ただし、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る【注3】)〔政令で規定〕を除く。)、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるもの ※ そのほか、販売店等のサービス業、旅館、ホテルの共用部分や、ビル等の共用部分、娯楽施設、駅、空港ビル、船着場、バスターミナルを政令で定める予定
特定自動車 特定航空機	車内禁煙	バス、タクシー、航空機
特定鉄道等車両 特定船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】)	鉄道、船舶

【注1】 喫煙専用室については、厚生労働省令で定める技術的基準に適合したものを都道府県知事・保健所設置市長が指定。

【注2】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。1

【注3】 居酒屋等や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。

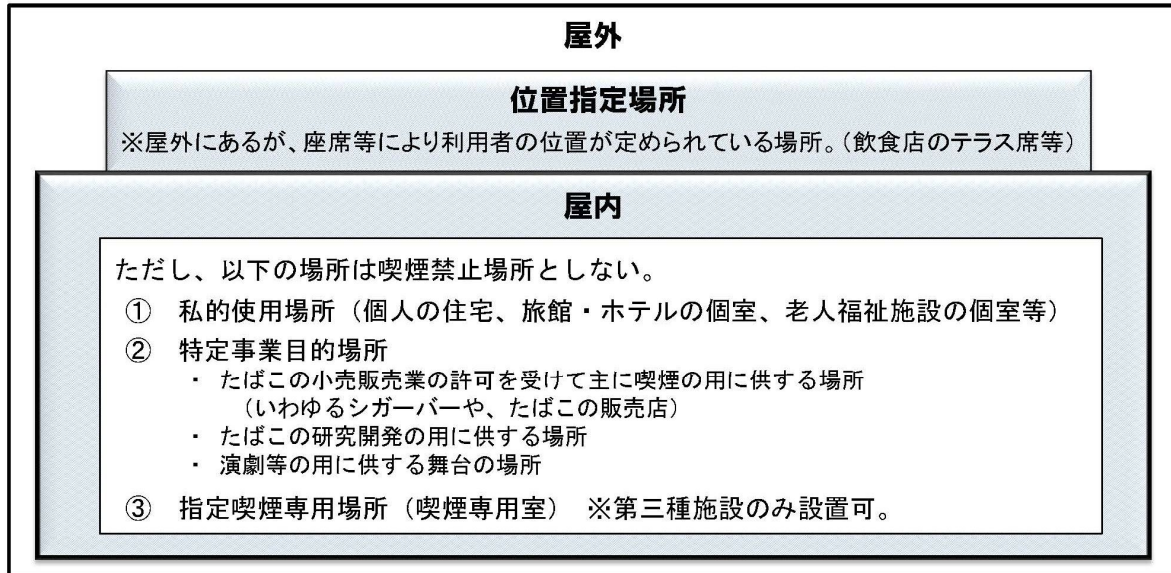
喫煙禁止場所の範囲

未定稿

○ 特定施設等で喫煙が禁止される場所(喫煙禁止場所)は以下のとおり。

第一種施設	:	屋内(①②を除く)	+	位置指定場所	+	屋外
第二種施設・バス・タクシー・航空機	:	屋内(①②を除く)	+	位置指定場所		
第三種施設・鉄道・船舶	:	屋内(①②③を除く)	+	位置指定場所		

(注)網掛けは、第二種施設、第三種施設等の喫煙禁止場所

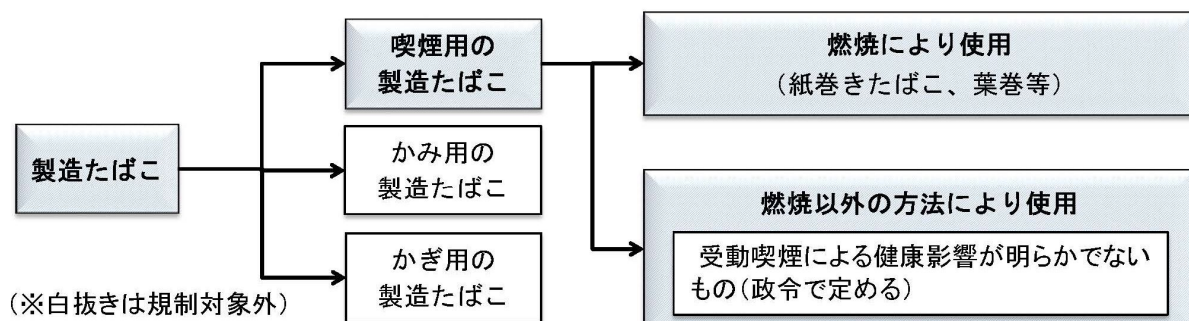


2

受動喫煙防止対策において規制するたばこの範囲

未定稿

- 製造たばこは「喫煙用」「かみ用」「かぎ用」に区分される。
- このうち、煙が発生しない「かみ用」や「かぎ用」の製造たばこは規制対象外とする。
- 「喫煙用」の製造たばこのうち、
 - ・ 「燃焼により使用する製造たばこ」(＝紙巻きたばこや葉巻)は、明らかに健康影響があることから、規制対象とする。
 - ・ 「燃焼以外の方法による使用する製造たばこ」(電気加熱式たばこ等)は、現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分でないため、法案が規制対象とする「たばこ」の概念に含めた上で、健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする。



3

施設利用者、施設の管理権原者等の責務について

未定稿

○ 受動喫煙防止対策の実効性を担保する観点から、以下の義務、努力義務を課す。

(1) **特定施設等の利用者**については、喫煙禁止場所で喫煙をしない義務

※施設等の利用者とは、その施設等にいるすべての者をさす。

(2) **特定施設等の管理権原者**（特定施設等の所有者や、所有者との契約等により施設等を適法に改修することができる権原を有する者）については、

① 喫煙禁止場所の位置等を掲示する義務

② 喫煙禁止場所に喫煙用の器具・設備を使用可能な状態で設置しない義務

③ 喫煙専用室に、その場所が喫煙専用室である旨等を掲示する義務

④ 喫煙専用室の構造・設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するよう維持する義務

※ 上記③と④は、喫煙専用室を設置した場合のみ。

⑤ 喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとした者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を求める努力義務

⑥ 特定事業目的場所及び喫煙専用室への20歳未満の立入りを防止する努力義務

⑦ その他受動喫煙を防止するために必要な措置をとる努力義務

※ 上記⑤～⑦の努力義務は、施設等の管理権原者に加え、管理者（施設等の現場監督的立場にある者等）にも課す。

(3) 何人も、喫煙専用室以外の場所に喫煙専用室であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

4

義務違反者への対応について

未定稿

○ 施行当初は、特に悪質な場合を除き、指導を行うことで対応。

1. 喫煙禁止場所で喫煙をしている者への対応

○ 都道府県知事等は、喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対し、

① 喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を指導し、

② 繰り返し指導をしてもなお喫煙を続ける等の悪質な場合には、喫煙の中止等を命令し、

③ 命令に違反する場合には、30万円以下の過料に処する。

2. 義務違反をした施設管理権原者への対応

○ 都道府県知事等は、義務違反（喫煙器具・設備等の設置義務違反、喫煙専用室の基準適合維持義務違反）をした管理権原者に対し、

① 義務違反を是正するよう指導し、

② 繰り返し指導をしてもなお義務に違反する等の悪質な場合には、期限を定めて、義務違反を是正すべきことを勧告し、

※喫煙専用室を設置した管理権原者に対しては、喫煙専用室の指定取消しも可能。

③ 勧告を受けた管理権原者が、正当な理由がなくて勧告に従わないときは、その旨を公表や、勧告に従うべきことを命令し、

④ 命令に違反する場合には、50万円以下の過料に処する。

※ 掲示義務違反者に対しては、上記②・③を介さず、①→④の流れとする。

(注) 過料とは、行政命令に従わないことに対する秩序罰とされており、地方自治体の通告に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより、その金額等が決定される。

5

- 都道府県知事・保健所設置市長は、飲食店、事務所等の管理権原者の申請に基づき、たばこの煙の流出防止等の受動喫煙を防止するための構造・設備に関する技術的基準に適合した場所(喫煙専用室)を有する施設等を指定。
 - ※専ら喫煙を行う場所であり、飲食等の提供を行うことは想定されない場所。
- 具体的な技術的基準については、厚生労働省が過去に示した指標も踏まえて検討し、厚生労働省令で定める。

(参考)

- 「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)【概略】
 - (屋内における有効な条件)
 - ・ 喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分(粒子状物質及びガス状物質)が漏れ出ないこと
 - ・ デジタルふんじん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと)
 - ・ 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(毎秒0.2m以上)があること

